平成十四年度	○・一五四
平成十五年度	○・一三七
平成十六年度	○・一二一
平成十七年度	○・一〇一
平成十八年度	○・〇八三
平成十九年度	○・〇六七
平成二十年度	○・〇五二
平成二十一年度	○・〇四〇
平成二十二年度	○・〇二七
平成二十三年度	○・〇一八
平成二十四年度	○・〇一一
平成二十五年度	○・〇〇五
平成二十六年度	○・〇〇一

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十八号

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の三十八」を「第一条の四十一」に改め、「養育里親及び」の下に「養子縁組里親並びに」を加える。

第一条の二の七を第一条の二の八とし、第一条の二の六を第一条の二の七とし、第一条の二の五の次に次の一条を加える。

第一条の二の六　法第六条の三第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる生徒又は学生とする。

一　学校教育法第五十条に規定する高等学校に在学する生徒

二　学校教育法第六十三条に規定する中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）に在学する生徒

三　学校教育法第七十二条に規定する特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）に在学する生徒

四　学校教育法第八十三条に規定する大学に在学する学生

五　学校教育法第百八条第二項に規定する短期大学に在学する学生

六　学校教育法第百十五条に規定する高等専門学校に在学する学生

七　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に在学する生徒

八　前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生

第一条の三十一第一項第三号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第一条の三十三第一項中「第六条の四第一項」を「第六条の四第一号」に改め、同条第二項を削る。

第一条の三十四中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に改める。

第一条の三十五中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に改め、同条第一号中「要保護児童」の下に「（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）」を加える。

第一章中第一条の三十八を第一条の四十一とし、第一条の三十七の次に次の三条を加える。

第一条の三十八　法第六条の四第二号に規定する厚生労働省令で定める研修（以下「養子縁組里親研修」という。）は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととする。

第一条の三十九　法第六条の四第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、要保護児童の扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）及びその配偶者である親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者とする。

第一条の四十　法第十一条第一項第二号ヘ(5)に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該児童及びその保護者の意向

二　当該児童及びその保護者の解決すべき課題

三　当該児童を養育する上での留意事項

四　当該児童及びその保護者並びに里親に対する支援の目標並びに達成時期

五　当該児童及びその保護者並びに里親に対する支援の内容

六　その他都道府県知事が必要と認める事項

第六条中「第十三条第三項第五号」を「第十三条第三項第六号」に改め、同条第六号中「以下この条」を「次号から第十号まで及び第十三号」に改め、同条第十一号中「である者」の下に「であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの」を加え、同条第十二号中「除く。」の下に「であつて、前号に規定する講習会の課程を修了したもの」を加える。

第七条の四十中「小児慢性特定児童等」を「小児慢性特定疾病児童等」に改める。

第二十五条の二十七第四号中「関係機関等」の下に「（以下「関係機関等」という。）」を加え、同条第五号中「前号に規定する」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二十七の二　要保護児童対策調整機関は、法第二十五条の二第五項の規定により、同条第二項に規定する支援対象児童等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を定期的に確認し、当該状況を踏まえ、必要に応じて当該支援対象児童等に対する支援の内容の見直しが行われるよう、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

第二十五条の二十八中「要保護児童対策調整機関」を「市町村の設置した要保護児童対策地域協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関」に改め、「とともに、」の下に「専門的な知識及び技術に基づき」を加え、「次項」を「第三項」に改め、「を置くように努めなければならない」を「（以下この条において「調整担当者」という。）を置くものとする」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

地方公共団体（市町村を除く。）の設置した要保護児童対策地域協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。）に係る要保護児童対策調整機関は、法第二十五条の二第七項の規定に基づき、職員の能力の向上のための研修の機会の確保に努めるとともに、調整担当者を置くように努めなければならない。